

特別休暇を活用して、 仕事と家庭生活を両立しよう!

「夫の出産休暇はあるの?」「老親の介護をしたいのだけれど…」
時にはそんな不安な声も聞こえてきます。でも、安心してください。



特別休暇を賢く活用して、仕事と家庭を両立しましょう。



Q1 結婚を控えているけれど…

A 結婚の日の5日前から、3か月後までの間に5日間の特別休暇がとれます。

結婚を決めたものの、式の準備や新居の手配など、やらなくてはいけないことが多すぎて大変ですね。結婚生活をスムーズにスタートさせるために、特別休暇を利用しましょう。

Q2 そろそろ臨月、お休みは?

A 出産予定日6週間前(多胎妊娠なら、14週間前)から、出産の翌日から8週間の期間、休暇がとれます。

この制度を利用すれば、大きなおなかを抱えて、通勤する心配も一挙に解決。
安心して赤ちゃんを産んでくださいね!

Q3 パパだって、出産に立ち会いたい!

A 夫は出産の立会いのために2日間、妻が産前産後休暇中に小学校就学前のお子さんの養育のために5日間、休暇を取ることができます。

もちろん、事実婚でも休暇をとることができます。出産・子育てという貴重な時間をパパもいっしょに楽しんでください。



Q4 子どもの授乳・託児所への送迎が…

A 1歳未満の子どもの授乳・託児所送迎の場合、1日2回各30分の特別休暇がとれます。

お子さんとのスキンシップをはかるためにも、授乳・託児所の送迎は、とても大切な時間です。特別休暇を活用して、お子さんとのふれあいを楽しんでください。

Q5 子どもが病気になったら?

A 小学校就学前のお子さんが病気になった場合、5日間の特別休暇が時間単位でとれます。

子どもに風邪やケガは付き物です。そんなときには特別休暇を効率よく利用してください。

チェックポイント参考

Q6 子どもが小さいので、残業ができないんです!?

A 3歳未満のお子さんを養育している場合、総長に残業の免除を請求することができます。

特に手がかかる乳幼児期。残業免除の制度を活用して、育児と仕事を両立させましょう。

NEW
平成22年
4月

Q7 家族の介護が必要なんですが…

A 要介護状態の家族が一人いる場合、5日間の特別休暇が時間単位でとれます。

急な病院への付添いなど、短期間の家族の介護は、特別休暇があるから安心です。長期の介護には介護休業制度もあります。

NEW
平成22年
4月

チェックポイント参考

チェックポイント

☆小学校就学前のお子さんや、介護の家族が2人以上なら、10日/年、特別休暇がとれるようになります。(平成22年4月施行予定)

☆特別休暇制度は、雇用形態、勤務時間によって異なります。

☆Q2、Q4~Q7のケースは、非常勤職員にも無給休暇として認められています。

☆この他にも、生理休暇があります。

※詳細は、各部局庶務担当にお問い合わせください。